

議案第9号

北九州市心身障害児就学指導委員会規則の一部改正について

北九州市心身障害児就学指導委員会規則の一部を次のとおり改正する。

平成26年6月27日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣迫 裕俊

提案理由 附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴い、北九州市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正するため、この案を提出する。

北九州市心身障害児就学指導委員会規則の一部改正について（概要）

1 改正理由

中央教育審議会分科会の報告（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」平成24年7月）及び学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月）を踏まえ、就学先決定に際しての総合的な判断、就学先決定後の一貫した支援について明文化し充実を図るため、附属機関の設置に関する条例の一部改正議案を平成26年6月議会に上程した。それに伴い、北九州市心身障害児就学指導委員会規則について、関係する規定を次のとおり改正するもの。

2 改正内容

(1) 題名を次のとおり改める。

新	旧
北九州市教育支援委員会規則	北九州市心身障害児就学指導委員会規則

(2) 附属機関の設置に関する条例の一部改正による附属機関名称の変更を踏まえて、次のとおり趣旨を改める。（第1条関係）

新	旧
(趣旨) 第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、 <u>北九州市教育支援委員会</u> (以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、 <u>北九州市心身障害児就学指導委員会</u> (以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(3) 附属機関の設置に関する条例の一部改正による担任する事項の変更を踏まえて、次のとおり所掌事務を改める。（第2条関係）

新	旧
(所掌事務) 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。</u> (2) <u>障害のある幼児、児童及び生徒の就学先の決定に関すること。</u> (3) <u>障害のある幼児、児童及び生徒の就学先決定後の一貫した支援に関すること。</u>	(所掌事務) 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、 <u>次の各号</u> に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>心身障害児の障害の種類及び程度の判定に関すること。</u> (2) <u>心身障害児の就学指導に関すること。</u>

(4) その他規定の整備を行う。(第3条関係)

新	旧
(組織) 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 略 (2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(同法第12条の児童相談所を含む。)の職員 (4) 略	(組織) 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 略 (2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(同法第15条の児童相談所を含む。)の職員 (4) 略

3 施行期日

公布の日(条例改正の施行期日にあわせて施行)

4 経過措置

改正前の北九州市心身障害児就学指導委員会規則の規定により委嘱され、又は任命された北九州市心身障害児就学指導委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の北九州市教育支援委員会規則の規定により北九州市教育支援委員会(以下「新委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなされる当該委員の任期は、旧委員会の委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。